

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	個人住民税賦課事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

久留米市は、個人住民税賦課事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

久留米市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
（別添1）事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
（別添2）特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
（別添3）変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税賦課に関する事務
②事務の内容 ※	【概要】 地方税法(昭和25年法律第226号)及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)に基づき、住民・国税庁から提出された申告情報、給与支払者・年金支払者から提出された支払報告書(以下「申告等情報」という。)を基に、個人住民税及び森林環境税(以下「個人住民税」という。)を計算し賦課決定する。 【内容】 ①申告等情報(寄付金控除申告書、家屋敷課税申告書等含む。)の受理 ②他自治体等から久留米市への調査回答、久留米市から他自治体等への税務調査実施 ③個人住民税の賦課決定・賦課更正及び住民・給与支払者・年金支払者への税額通知の発送 ④住民登録外の課税(以下「住登外課税」という。)に伴う他自治体への通知 ⑤個人住民税の減免申請書の受理及び承認又は却下の決定並びにその通知 ⑥住民・給与支払者等からの各種申請・届出書(給与所得者異動届出書等)の受理 ⑦他市課税であることが判明した場合の資料回送
③対象人数	＜選択肢＞ [30万人以上] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	1. 当初課税前処理 課税客体の把握及び関係者への通知を行い、申告受付の準備を行う。 2. 当初課税処理 課税支援システムから連携された合算データをもとに個人住民税課税計算を行い、特別徴収義務者及び個人向けに通知書・納付書を出力する。 3. 更正処理 当初課税処理確定後の異動情報を入力し、更正決定決議書・更正決定通知書等を出力する。 4. 照会処理 各種データの照会を行う。 5. 扶養・専従者管理処理 配偶者・扶養及び専従者情報の管理を行い、個人課税データとの整合性をチェックする。 6. 統計処理 個人課税データを集計、端数処理、突合チェックを行い、課税状況調の各表を出力する。 7. 他市町村個人課税データ管理 他自治体で住登外課税される者の課税自治体等のデータを管理する(国民健康保険、児童手当、医療等で必要な情報を一元管理する。) 8. 課税支援連携処理 課税支援システムへの連携を行うための連携ファイルを作成する。また、課税支援システムから連携ファイルを受取り、データベースを更新する。 9. 年金特別徴収 年金保険者(経由機関eLTAX)と連携する年金特別徴収対象者情報等のデータを登録管理する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 宛名システム等 [○] その他 (国民健康保険システム) [○] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [○] 税務システム

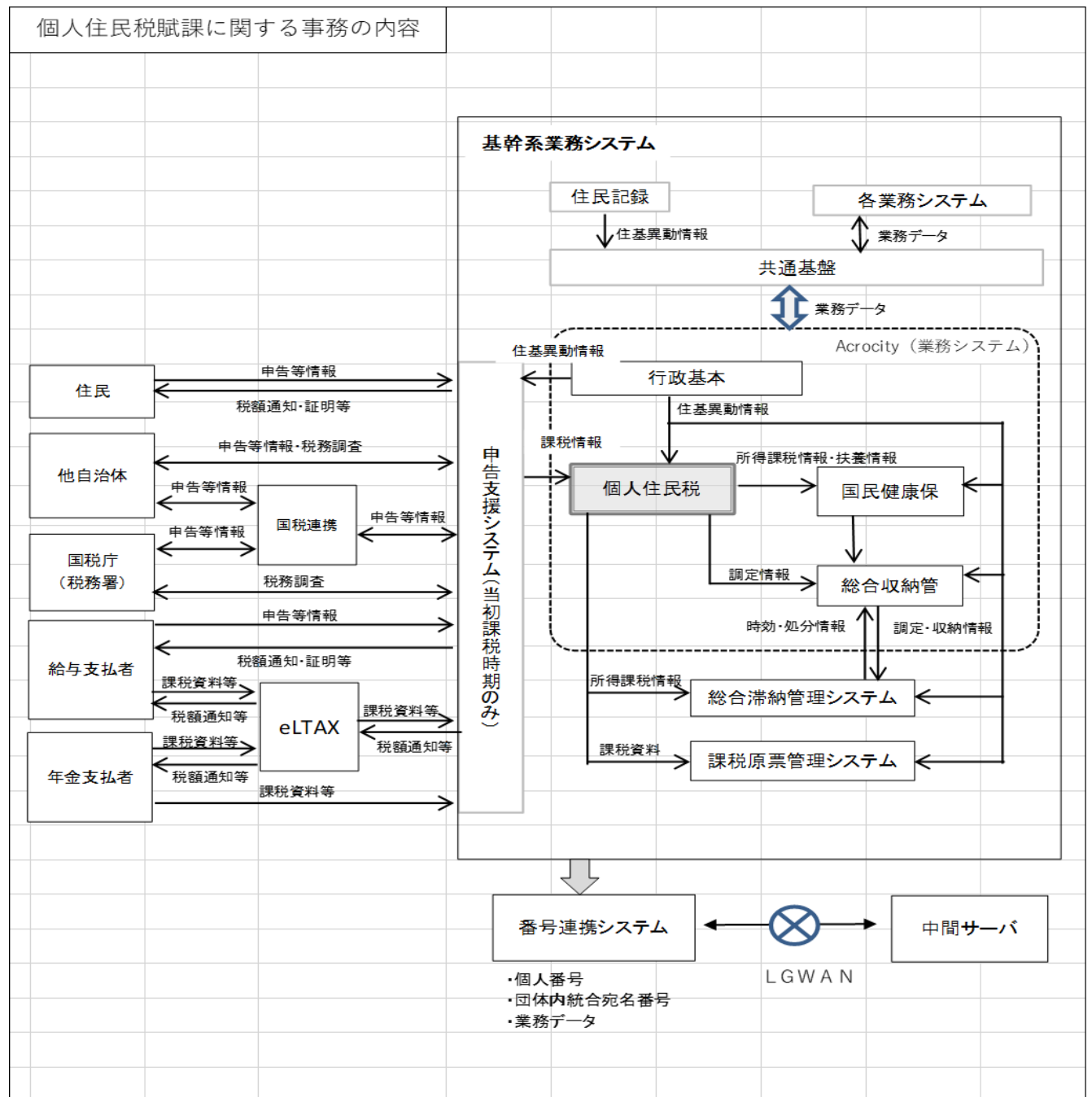
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	課税支援システム
②システムの機能	各種課税資料の効率的なデータ管理、適正な申告受付等の個人住民税当初賦課の課税準備処理を支援するシステムで、主に下記の機能を有する。 1.住民税課税支援機能 確定申告書、給与支払報告書、年金支払報告書等の課税資料入力後に、資料の優先決定及び加算・減算処理等、システムで一括して合算処理を行い、画面上でデータのチェックやエラー修正を行う機能 2.申告支援機能 PCを使用した申告受付により、前年所得情報や扶養情報、社会保険料控除等を画面上で参照でき、その場で論理チェックを行うなど、適正な申告受付を支援する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 （課税原票管理システム、行政基本システム）
システム3	
①システムの名称	行政基本システム
②システムの機能	1. 住登内宛名管理 既存住民基本台帳システムより住民票の異動情報を連携し、住登者の宛名データを異動する。 2. 住登外宛名管理 オンライン画面より住登外者の宛名データを異動する。 3. 法人宛名管理 オンライン画面より法人の宛名データを異動する。 4. 宛名付随情報管理 送付先、口座、納税管理人等、それぞれの宛名に付随する情報を管理する。 5. 同一人物管理 同一人物に対して複数の宛名番号を発行した場合に、紐付け管理を行う。 6. 返送整理機能 返送されてきた書類に関する調査情報を管理する。必要に応じて公示送達決議書、公示送達書の出力を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 （国民健康保険システム、国保収納管理システム、国保滞納管理システム、住宅収納管理システム、住宅滞納管理システム、課税支援システム）

システム4	
①システムの名称	課税原票管理システム
②システムの機能	確定申告書、給与支払報告書等の課税資料をイメージ管理する。課税資料の取込みはスキャニング・データ連携により行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 （ 課税支援システム ）
システム5	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	【概要】 国税庁・他自治体との申告等情報又は税額データを連携するシステムで、これらの官公署等との専用回線である。データ連携には特定個人情報も含まれ、地方税共同機構を経由して連携が行われる。ただし、個人住民税システムとの直接回線連携はない。 【内容】 ①国税庁とのデータ連携 ②他自治体とのデータ連携
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ ）
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	eLTAXシステム
②システムの機能	【概要】 提出が義務付けられている給与支払報告書等を電子データで受理し、納税義務者等に税額データを送信するシステムである。データ連携には特定個人情報も含まれ、地方税共同機構を経由して連携が行われる。ただし、個人住民税システムとの直接回線連携はない。 【内容】 ①利用者データの審査と管理 ②申告・申請・届出データの審査と管理 ③申告データの連携 ④特別徴収税額データの連携
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ ）

システム7	
①システムの名称	番号連携システム
②システムの機能	1. 宛名管理機能 既存住民基本台帳システムより宛名の異動データを取り込み、個人番号にて同一人判定を行い、団体内統合宛名番号を採番し管理する。 2. 情報提供機能 各業務システムより異動データを取り込み、中間サーバーに連携する。 3. 情報照会機能 各業務の宛名番号で対象者を検索し、他自治体への情報提供を依頼し、結果をオンラインにて表示する。 4. 符号要求機能 処理通番を要求・受信し、符号要求データを既存住民基本台帳システムに送信する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （ 中間サーバー、各業務システム ）
システム8	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、統合データベース及び住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 8. セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する機能 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ ）

3. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	個人住民税の賦課に当たり、提出された申告等情報と課税対象者を紐付けることができ、本人特定や複数の申告等情報を合算することが正確に行えるようになる。また、住登外課税を行う場合、久留米市において個人住民税を賦課した旨を住民登録のある他自治体へ通知するためにも必要となる。
②実現が期待されるメリット	①個人番号を含んだ多種多様な申告等情報を電子情報管理することにより、他自治体への資料回送又は他自治体からの資料回送が正確かつ効率的に実現可能となり、また課税対象者の錯誤による課税ミスを防止することが期待できる。また、久留米市で住登外課税した場合に、住民登録のある自治体でも課税される二重課税を確実に防止できる。 ②庁内他課へのデータ移転、他の行政機関等への情報提供も効率的かつ確実になされ、申請者が窓口で提出する書類が簡素化されることが期待できる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第16条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供） ・番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。）第2条の表の第3欄（情報提供者）に「市町村長」が含まれる項のうち第4欄（利用特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項 （情報照会） ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民文化部市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



(備考)

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び課税調査対象者等
その必要性	個人住民税の適正賦課を実施する上で、申告等情報を紐付けるために必要な課税対象者を確定する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
その妥当性	◎識別情報 : 対象者を特定するために記録 ◎連絡先情報 : 対象者の賦課期日の居住地の把握、税額通知等の送付先として必要なために記録 ◎業務関係情報 ・国税関係情報 : 対象者の所得税に係る情報に基づき、個人住民税の賦課を行うために記録 ・地方税関係情報 : 算出した税額に基づき、税額通知・証明書等の帳票印刷を行うために記録 ・医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報 : 社会保険料控除算出のために記録 ・障害者福祉関係情報 : 非課税判定、障害者控除算出のために記録 ・生活保護関係情報 : 生活保護関連の給付情報に基づき、非課税の判定を行うために記録 ・年金関係情報 : 対象者の年金所得に係る情報に基づき、個人住民税の賦課及び年金特徴税額の計算を行うために記録
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日
⑥事務担当部署	市民文化都市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 (市民課、生活支援第1課・第2課、健康保険課、障害者福祉課、介護保険課) [○] 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、年金支払者(日本年金機構のみ)、地方公共団体情報システム機構) [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) [○] 民間事業者 (給与支払者、年金支払者(日本年金機構を除く。)) [] その他 ()	
②入手方法		[○] 紙 [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 電子メール [○] 専用線 [○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	
③入手の時期・頻度		【当初賦課決定まで】 ①住基情報: 毎日入手。 ②生活保護情報: 1月に1度だけ入手。 ③住登外情報: 1月に入手。以後課税対象者と成り得る申告等情報が入る都度入手。 ④申告等情報: 1月から当初賦課決定まで複数回入手。 ⑤年金特徴対象者情報: 5月に1回入手。 ⑥国保料等社会保険料情報: 1月に1度だけ入手。 ⑦障害者控除該当者情報: 申告で対象かどうか確認の必要がある都度入手。 【当初賦課決定以後】 ①住基情報: 12月まで毎日更新。 ②住登外情報: 課税対象者と成り得る申告等情報が入る都度入手。 ③申告等情報: 期間制限の適用になるまで複数回入手。 ④年金特徴対象者情報: 次年度の年金特別徴収開始まで毎月入手。 ⑤障害者控除該当者情報: 申告で対象かどうか確認の必要がある都度入手。	
④入手に係る妥当性		個人住民税の賦課決定・賦課更正のため、法令等の範囲内で適宜、申告等情報及び税務調査による情報の収集を行う必要がある。	
⑤本人への明示		個人住民税の賦課に必要な各種情報については、地方税法及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項に規定されている。	
⑥使用目的 ※		久留米市の課税対象者(住登外課税者含む。)に対し適正な個人住民税の賦課を行う。 ※過去の年度において賦課決定及び賦課更正する者を含む。	
変更の妥当性		—	
⑦使用の主体	使用部署 ※	市民税課、税収納推進課、各市民センター(千歳、高牟礼、耳納、筑邦、上津)、各総合支所市民福祉課(田主丸、北野、城島、三階)	
	使用者数	[100人以上500人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
⑧使用方法 ※		①既存住民基本台帳システムを経由して個人番号等を取得し、課税対象者情報を作成。 ②提出された申告等情報を画像と数値の電子データ化し、課税対象者に特定。各課税対象者ごとに合算・統合、さらに精査した賦課情報ファイルを作成・保管。 ③不適合の申告等情報で他市町村で個人住民税が賦課されることが判明したものは、資料回送。 ④②で作成された賦課情報ファイルを徴収方法ごとに住民・給与支払者・年金支払者へそれぞれ税額通知。また、住登外課税した課税対象者の住民登録地に久留米市が個人住民税を賦課した旨を通知。	
情報の突合 ※		①課税対象者情報と電子データ化した申告等情報を突合。 ②非課税の判定のため、課税対象者情報と生活保護情報を突合。	
情報の統計分析 ※		総務省で行う課税状況調査などの集計を行うが、特定の個人を判別し得るような統計は行わない。	
権利利益に影響を与え得る決定 ※		個人住民税の賦課決定・賦課更正	
⑨使用開始日		平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件	
委託事項1	個人住民税システム・課税支援システムの運用・保守業務	
①委託内容	個人住民税システム・課税支援システムの運用・保守及び法改正等に伴うシステム改修作業	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	2. ③対象となる本人の範囲と同じ	
その妥当性	システム運用・保守作業を実施するためには、特定個人情報ファイル全体を対象にする必要があるため。	
③委託先における取扱者数	10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	専用線 電子メール 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 紙 その他 (システムの直接操作)	
⑤委託先名の確認方法	久留米市情報公開条例(平成13年久留米市条例第24号)第5条に基づく開示請求にて確認できる。	
⑥委託先名	行政システム九州・テクノカルチャーシステム共同企業体	
再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	個人住民税賦課等業務	
①委託内容	課税資料の開封、提出書類の受付・分類作業、給与支払報告書・年金支払報告書・市県民税申告書の整理・確認・補正及び補記、パンチ用課税資料等のスキャニング、確定申告書のデータ入力、本人照会文書の作成、課税資料の他市への回送、扶養控除・障害控除に係る調査、課税資料等のパンチ・スキャニング業務、特別徴収の手続等に関する業務等	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	2. ③対象となる本人の範囲と同じ	
その妥当性	個人住民税賦課に係る業務を実施するためには、特定個人情報ファイル全体を対象にする必要があるため。	
③委託先における取扱者数	10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	専用線 電子メール 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 紙 その他 (システムの直接操作)	
⑤委託先名の確認方法	久留米市情報公開条例第5条に基づく開示請求にて確認できる。	
⑥委託先名	TOPPANエッジ株式会社西日本営業統括本部九州第一営業本部	
再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項3		個人住民税の納税・税額通知書、申告書等の封入・封緘業務
①委託内容		個人住民税の税額通知書、納税通知書、申告書等を納税義務者等に発送するための封入・封緘作業
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	2. ③対象となる本人の範囲のうち各種通知等の発送対象者
	その妥当性	多種多様な通知書等を期限までに到達するように発送するためには専門業者への委託が必要不可欠。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		久留米市情報公開条例第5条に基づく開示請求にて確認できる。
⑥委託先名		株式会社コーユービジネス
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☒] 提供を行っている (74) 件 [☐] 移転を行っている (25) 件 [] 行っていない
提供先1	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の1の項
②提供先における用途	健康保険法(大正11年法律第70号)第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先2～5	
提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の2の項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先3	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の3の項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先4	総務大臣又は都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の4の項
②提供先における用途	恩給法(大正12年法律第48号。他の法律において準用する場合を含む。)による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先5	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の5の項
②提供先における用途	船員保険法(昭和14年法律第73号)第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

[illegible]

提供先9	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の15の項
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	〔 10万人以上100万人未満 〕 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	〔 ○ 〕情報提供ネットワークシステム 〔 〕専用線 〔 〕電子メール 〔 〕電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） 〔 〕フラッシュメモリ 〔 〕紙 〔 〕その他 （ ）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先10	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の20の項
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	〔 10万人以上100万人未満 〕 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	〔 ○ 〕情報提供ネットワークシステム 〔 〕専用線 〔 〕電子メール 〔 〕電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） 〔 〕フラッシュメモリ 〔 〕紙 〔 〕その他 （ ）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先11～15	
提供先11	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の28の項
②提供先における用途	予防接種法（昭和23年法律第68号）による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	〔 10万人以上100万人未満 〕 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	〔 ○ 〕情報提供ネットワークシステム 〔 〕専用線 〔 〕電子メール 〔 〕電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） 〔 〕フラッシュメモリ 〔 〕紙 〔 〕その他 （ ）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先12	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の37の項
②提供先における用途	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先13	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の39の項
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先14	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42の項
②提供先における用途	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先15	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他（ ）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先16～20	
提供先16	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の49の項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他（ ）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先17	公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の53の項
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）の管理に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他（ ）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先18	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の57の項
②提供先における用途	私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先19	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の58の項
②提供先における用途	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先20	文部科学大臣又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の59の項
②提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先1	健康福祉部障害者福祉課
①法令上の根拠	久留米市個人番号の利用に関する条例（平成27年久留米市条例第42号。以下「久留米市番号利用条例」という。）別表第2の2の項
②移転先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって久留米市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成27年久留米市規則第96号。以下「久留米市番号利用規則」という。）で定めるもの
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項又は賦課徴収に関する情報（以下「地方税関係等情報」という。）であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☒ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先2～5	
移転先2	子ども未来部家庭子ども相談課
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の3の項
②移転先における用途	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☒ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先3	健康福祉部保健所保健予防課
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の4の項
②移転先における用途	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☒ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先4	健康福祉部障害者福祉課
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の4の2の項
②移転先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	〔 10万人以上100万人未満 〕 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	〔 ○ 〕 庁内連携システム 〔 〕 専用線 〔 〕 電子メール 〔 〕 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） 〔 〕 フラッシュメモリ 〔 ○ 〕 紙 〔 〕 その他 （ ）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先5	健康福祉部健康保険課
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の8の項
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	〔 10万人以上100万人未満 〕 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	〔 〕 庁内連携システム 〔 〕 専用線 〔 〕 電子メール 〔 〕 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） 〔 〕 フラッシュメモリ 〔 ○ 〕 紙 〔 ○ 〕 その他 （ システム内連携 ）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先6～10	
移転先6	健康福祉部医療・年金課
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の9の項
②移転先における用途	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	〔 10万人以上100万人未満 〕 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	〔 ○ 〕 庁内連携システム 〔 〕 専用線 〔 〕 電子メール 〔 〕 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） 〔 〕 フラッシュメモリ 〔 ○ 〕 紙 〔 〕 その他 （ ）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先7	健康福祉部障害者福祉課
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の9の2の項
②移転先における用途	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [☐] 紙 [] その他 （ ）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先8	健康福祉部長寿支援課
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の11の項
②移転先における用途	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [☐] 紙 [] その他 （ ）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先9	健康福祉部障害者福祉課
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の13の2の項
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [☐] 紙 [] その他 （ ）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先10	健康福祉部健康保険課
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の16の項
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 ☐ 10万人以上100万人未満
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☒ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先11～15	
移転先11	健康福祉部介護保険課
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の19の項
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 ☐ 10万人以上100万人未満
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☒ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先12	健康福祉部保健所健康推進課
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の20の項
②移転先における用途	健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 ☐ 10万人以上100万人未満
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☒ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先13	健康福祉部障害者福祉課
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の21の項
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [☒] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先14	都市建設部住宅政策課
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の23の項
②移転先における用途	高齢者等住宅改造補助事業による高齢者等住宅改造補助金の交付に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [☒] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先15	健康福祉部介護保険課
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の24の項
②移転先における用途	介護保険利用者負担に係る社会福祉法人等による軽減措置に対する助成事業補助金の交付に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [☒] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先16～20	
移転先16	健康福祉部介護保険課
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の25の項
②移転先における用途	訪問介護利用者負担額減額措置に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☒ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先17	
健康福祉部介護保険課	
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の26の項
②移転先における用途	中山間地域等における加算に係る介護保険サービス利用者負担額軽減措置に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☒ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先18	
健康福祉部生活支援第1課・第2課	
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の27の項
②移転先における用途	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☒ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先19		都市建設部市営住宅課	
①法令上の根拠		久留米市番号利用条例別表第2の28の項	
②移転先における用途		久留米市コミュニティ住宅条例(平成11年久留米市条例第17号)によるコミュニティ住宅の管理に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの	
③移転する情報		地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの	
④移転する情報の対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者	
⑥移転方法		[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()	
⑦時期・頻度		照会を受けたら都度	
移転先20		都市建設部市営住宅課	
①法令上の根拠		久留米市番号利用条例別表第2の29の項	
②移転先における用途		久留米市営住宅条例(平成9年久留米市条例第24号)による単独住宅の管理に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの	
③移転する情報		地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの	
④移転する情報の対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		2. ③対象となる本人の範囲のうち②移転先における用途の対象者	
⑥移転方法		[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()	
⑦時期・頻度		照会を受けたら都度	
6. 特定個人情報の保管・消去			
①保管場所 ※		<久留米市における措置> 電子錠にて入退室管理を行っている情報システム室に設置したサーバー内に保管している。情報システム室への入室は管理者の許可を受けなければ、入室できない。サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証を行い、操作資格者を限定している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	
②保管期間	期間	[6年以上10年未満] <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない	
	その妥当性	地方税法第17条の5より個人住民税の賦課決定及び賦課更正処理は、最大7年間遡及できるため。	
③消去方法		<個人住民税システム・国税連携システム・eLTAXシステムにおける措置> ①紙等の媒体で提出された申告等情報は、保存期間を経過した後、市民税課にて久留米市設置のごみ処理施設内の機密文書シュレッダー施設にて処理する。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、特定個人情報のデータについて復元できないよう物理的破壊又は、専用ソフトを利用して消去を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	
7. 備考			

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 個人住民税情報ファイル

(1) 個人住民税情報ファイル 1 / 5

個人住民税情報ファイル		
No.	項目名	
1	利用団体コード	61 源泉税額
2	賦課年度	62 拡張一所得控除
3	住民コード	63 超短期課税標準
4	履歴番号	64 超短期市町所得割
5	資料区分	65 超短期県所得割
6	資料番号(冊番号)	66 株式譲渡(非公開)課税標準
7	資料番号(番号)	67 株式譲渡(非公開)市町所得割
8	資料番号(枝番)	68 株式譲渡(非公開)県所得割
9	無効区分	69 株式譲渡(上場分)課税標準
10	国税通知書番号	70 株式譲渡(上場分)市町所得割
11	課税区分	71 株式譲渡(上場分)県所得割
12	漁業所得(内数)	72 拡張一課税標準
13	利子(所得税)	73 拡張一市町所得割
14	配当(所得税)	74 拡張一県所得割
15	配当所得(控除あり)	75 寄附金基本控除額市町村
16	配当所得(控除なし)	76 寄附金基本控除額県
17	特定配当(内数)	77 寄附金特例控除額市町村
18	一般外貨(内数)	78 寄附金特例控除額県
19	外貨以外(内数)	79 寄附金控除額市町村
20	前職分給与収入(内数)	80 寄附金控除額県
21	給与収入(一部特徴)	81 未控除分配当割控除額市
22	給与所得(一部特徴)	82 未控除分配当割控除額県
23	超短期所得	83 未控除分株式譲渡割控除額市
24	株式譲渡所得(非公開)	84 未控除分株式譲渡割控除額県
25	株式譲渡控除	85 未控除分株式譲渡割控除額
26	退職所得(所得税)	86 配株不足額市税
27	変動所得前2年分	87 配株不足額県税
28	配当割控除額	88 配株不足額合計
29	株式譲渡割控除額	89 配株充当額合計
30	拡張一所得	90 配株還付額合計
31	本人専従者	91 市町差引前所得割
32	金額(専給控除)	92 併徴配株充当合計
33	拡張一扶養	93 併徴年特市所得割
34	年金特徴開始月	94 併徴年特県所得割
35	年金特徴終了月	95 併徴年特市均等割
36	特徴仮算フラグ	96 併徴年特県均等割
37	通知コード	97 併徴年特合計
38	通知書発行日	98 併徴年特配株充当合計
39	法定納期限等	99 市町過年度増分所得割
40	他給与区分	100 県過年度増分所得割
41	分離短期一般特例条文	101 市町過年度増分均等割
42	分離短期特定特例条文	102 県過年度増分均等割
43	分離長期一般特例条文	103 所得税金額控除前
44	分離長期優良特例条文	104 普徴充当額
45	分離長期特定特例条文	105 特徴充当額
46	分離長期居住特例条文	106 年金特徴充当額
47	拡張一特例条文	107 事業所コード
48	寄付金控除(所得税)	108 異動年月日
49	控除額合計(所得税)	109 処理区分
50	住宅取得控除	110 更正理由区分
51	外国税額控除(所得税)	111 月割税額
52	減免(所得税)	112 合計税額
53	政党等寄付金	113 処理日
54	配当控除(所得税)	114 異動前月割税額
55	電子証明書等特別控除(所得税)	115 異動前合計税額
56	所得税の課税所得金額	116 異動前処理日
57	寄附金額	117 異動前事業所コード
58	所得税額(税額控除前)	118 整理番号
59	所得税額(定率減税前)	119 合併前利用団体コード
60	所得税額(定率減税後)	120 更新職員番号
		121 更新処理年月日
		122 更新処理時刻
		123 イメージ番号
		124 配当株式(所得税)
		125 拡張一所得
		126 拡張一扶養
		127 株式譲渡特例条文
		128 拡張一所得控除
		129 拡張一金額
		130 拡張一コード
		131 パンチカナ氏名
		132 パンチ生年月日元号
		133 パンチ生年月日
		134 パンチ性別
		135 パンチ給与所得
		136 パンチ配偶者特別控除額
		137 パンチ控除額合計(所得税)
		138 パンチ年金収入
		139 パンチ源泉税額
		140 給報摘要欄
		141 金額
		142 被扶養者住民コード
		143 番号
		144 否認区分
		145 氏名
		146 年齢
		147 性別
		148 続柄
		149 配偶者控除区分
		150 配偶者特別控除区分
		151 扶養控除区分
		152 障害者区分
		153 専従者区分
		154 専従給与収入額
		155 家屋敷区分
		156 課税地課税区分
		157 継続区分
		158 非課税事由
		159 返信区分
		160 拡張一コード
		161 世帯コード
		162 世帯主コード
		163 カナ氏名
		164 住所
		165 方書
		166 賦課地
		167 生年月日元号
		168 生年月日
		169 住民区分
		170 住民増減異動日
		171 住民となった異動日
		172 台帳番号
		173 調査
		174 申告調査区分
		175 申告書出力区分
		176 証明発行区分
		177 別世帯区分
		178 郵便番号
		179 自治会コード
		180 SEQ
		181 メモコード
		182 メモ内容
		183 第294条3項該当区分
		184 住民票登録地住所

(1) 個人住民税情報ファイル 2 / 5

185 住民票登録地方書	247 山林所得	309 生活保護開始
186 徴収区分	248 山林控除	310 生活保護終了
187 備考	249 退職所得	311 特徴開始月
188 レコード区分	250 変動所得前2年分	312 特徴終了月
189 都道府県コード	251 変動所得当年分	313 普徴開始期
190 市町村コード	252 臨時所得	314 普徴終了期
191 特別徴収義務者コード	253 繰越控除純損失総所得	315 税額決定区分
192 通知内容コード	254 繰越控除純損失超短期	316 非課税所得区分
193 特別徴収制度コード	255 繰越控除純損失土地	317 減免区分
194 作成日	256 繰越控除純損失短期	318 課非区分
195 年金保険者用整理番号	257 繰越控除純損失長期	319 通知書発行区分
196 年金コード	258 繰越控除純損失山林	320 給報乙欄
197 氏名カナ	259 繰越控除雑損失	321 給報就退職区分
198 シフトコード	260 肉用牛免税所得	322 給報就退職年月日
199 氏名漢字	261 肉用牛免税以外	323 株式譲渡所得
200 住所カナ	262 肉用牛売却価格	324 損害保険区分
201 住所漢字	263 商品先物取引	325 損害保険料
202 各種区分	264 みなし法人農業所得	326 長期損害保険料
203 処理結果	265 みなし法人不動産所得	327 特別条文
204 各種年月日	266 みなし法人其他事業所得	328 扶養人数年少
205 特別徴収区分	267 みなし法人医者報酬	329 第30表集計区分
206 媒体コード	268 みなし法人事業主報酬	330 配偶者特別控除
207 回付先区分	269 みなし法人過大報酬	331 生命保険控除
208 進捗区分	270 みなし法人損失	332 個人年金控除
209 付設区分	271 みなし法人非課税所得	333 基礎控除
210 受給者番号	272 非課税所得	334 老年人控除
211 年税額	273 資産合算区分	335 寡婦・寡夫・特寡控除
212 営業所得等	274 資産合算主区分	336 勤労学生控除
213 農業所得	275 雑損控除	337 本人障害控除
214 その他事業所得	276 医療費控除	338 本人特別障害控除
215 不動産所得	277 社会保険控除	339 配偶者一般控除
216 利子所得	278 小規模共済	340 配偶者老人控除
217 配当所得	279 生命保険区分	341 配偶者特別障害控除
218 証券	280 生命保険料	342 扶養一般控除
219 給与収入	281 個人年金	343 扶養老人控除
220 専従者給与収入(内数)	282 専従者事業区分	344 扶養同居老人控除
221 給与特定支出控除	283 青白区分	345 扶養障害控除
222 給与所得	284 専従配偶者	346 扶養特別障害控除
223 年金区分	285 専従者その他	347 扶養同居特別障害控除
224 年金収入	286 金額(専給控除)	348 扶養特定控除
225 年金所得	287 所得税額(定率減税後)	349 控除合計
226 雑所得(その他)	288 外国税額限度額	350 寄付金控除額
227 総合譲渡短期所得	289 本人障害者	351 扶養加算金
228 総合譲渡短期控除	290 本人夫有り・未成年	352 損害保険控除額
229 総合譲渡長期所得	291 本人老年人	353 株式課税標準
230 総合譲渡長期控除	292 本人寡婦・寡夫・特寡	354 株式市町所得割
231 総合譲渡一時所得	293 本人勤労学生	355 株式県所得割
232 総合譲渡一時控除	294 配特控除区分	356 上場株式等(配当)課税標準
233 土地等事業雑	295 配偶者給与所得	357 上場株式等(配当)市町村所得割
234 特定株式(内数)	296 配偶者所得	358 上場株式等(配当)県所得割
235 分離譲渡短期一般所得	297 扶養その他	359 総所得課税標準
236 分離譲渡短期一般控除	298 扶養特定	360 総所得市町所得割
237 分離譲渡短期特定所得	299 扶養老人	361 総所得県所得割
238 分離譲渡短期特定控除	300 扶養同居老親	362 土地課税標準
239 分離譲渡長期一般所得	301 扶養普通障害	363 土地市町所得割
240 分離譲渡長期一般控除	302 扶養特別障害	364 土地県所得割
241 分離譲渡長期優良所得	303 扶養同居特別障害	365 商品先物取引課税標準
242 分離譲渡長期優良控除	304 課税資料区分	366 商品先物取引市町所得割
243 分離譲渡長期特定所得	305 資産合算計算区分	367 商品先物取引県所得割
244 分離譲渡長期特定控除	306 みなし法人計算区分	368 短期一般課税標準
245 分離譲渡長期居住所得	307 平均課税計算区分	369 短期一般市町所得割
246 分離譲渡長期居住控除	308 生活保護区分	370 短期一般県所得割

(1) 個人住民税情報ファイル 3 / 5

371	短期特定課税標準	433	施設変更フラグ	495	老年経過措置控除県
372	短期特定市町所得割	434	配当割控除	496	調整控除市
373	短期特定県所得割	435	市町配当割控除額	497	調整控除県
374	長期一般課税標準	436	県配当割控除額	498	みなし事業主報酬
375	長期一般市町所得割	437	未控除分配当割控除額	499	みなし事業主報酬控除
376	長期一般県所得割	438	株式譲渡割控除	500	みなし事業主報酬所得
377	長期優良課税標準	439	市町株式譲渡割控除額	501	みなし課税標準
378	長期優良市町所得割	440	県株式譲渡割控除額	502	みなし市町所得割
379	長期優良県所得割	441	未控除分株式譲渡控除額	503	みなし県所得割
380	長期特定課税標準	442	繰越控除純損失株式譲渡	504	みなし過大課税標準
381	長期特定市町所得割	443	繰越控除純損失上場配当	505	みなし過大市町所得割
382	長期特定県所得割	444	繰越控除純損失長期居住	506	みなし過大県所得割
383	長期居住課税標準	445	繰越控除純損失先物取引	507	遺言
384	長期居住市町所得割	446	市町村差引前所得割	508	普徴合計
385	長期居住県所得割	447	県差引前所得割	509	市均等割普徴1期
386	山林課税標準	448	資格区分	510	市均等割普徴
387	山林市町所得割	449	2 9 4 条区分	511	県均等割普徴
388	山林県所得割	450	3 1 1 条区分	512	県均等割普徴合計
389	退職課税標準	451	平均課税区分	513	市所得割普徴1期
390	退職市町所得割	452	4 表区分	514	市所得割普徴
391	退職県所得割	453	5 表区分	515	市所得割普徴合計
392	みなし法人課税標準	454	2 1 表区分	516	県所得割普徴
393	みなし法人市町所得割	455	2 2 表区分	517	県所得割普徴合計
394	みなし法人県所得割	456	3 0 表区分	518	特徴合計
395	合計所得金額	457	3 1 表区分	519	市均等割特徴
396	総所得金額等	458	階層市	520	市均等割特徴合計
397	総所得金額	459	階層県	521	県均等割特徴
398	資産合算個人市町所得割	460	老年者経過フラグ	522	県均等割特徴合計
399	資産合算個人県所得割	461	超短期	523	市所得割特徴
400	算出調定市町所得割	462	年金控除	524	市所得割特徴合計
401	算出調定県所得割	463	株式譲渡所得（上場分）	525	県所得割特徴
402	特別所得市町所得割	464	上場株式等の配当所得	526	県所得割特徴合計
403	特別所得県所得割	465	寡婦控除	527	併徴年金市町所得割
404	税控除市町所得割	466	特別寡婦控除	528	併徴年金県所得割
405	税控除県所得割	467	寡夫控除	529	併徴年金市町均等割
406	外国税控除市町所得割	468	配偶者特別控除（有）	530	併徴年金県均等割
407	外国税控除県所得割	469	配偶者特別控除（無）	531	併徴年金合計
408	算出合計税市町均等割	470	扶養人数計	532	年金特徴
409	算出合計税県均等割	471	扶養加算数	533	年金仮徴収合計
410	算出合計税市町所得割	472	本人その他障害者	534	年金本徴収合計
411	算出合計税県所得割	473	本人特別障害者	535	市均等割年特
412	税額調整市町所得割	474	商品先物課税標準	536	市均等割仮徴合計
413	税額調整県所得割	475	商品先物市町所得割	537	市均等割本徴合計
414	減免オプション	476	商品先物県所得割	538	市均等割年特合計
415	市町所得割減額 1	477	算出合計市町所得割	539	県均等割年特
416	市町税額減額 1	478	算出合計県所得割	540	県均等割仮徴合計
417	市町所得割減額 2	479	算出合計市町均等割	541	県均等割本徴合計
418	市町税額減額 2	480	算出合計県均等割	542	県均等割年特合計
419	市町差引均等割	481	市町税額減額	543	市所得割年特
420	県差引均等割	482	県税額減額	544	市所得割仮徴合計
421	市町差引所得割	483	市町所得割減額	545	市所得割本徴合計
422	県差引所得割	484	県所得割減額	546	市所得割年特合計
423	普徴	485	特別減税市町	547	県所得割年特
424	普徴現年度随時期	486	特別減税県	548	県所得割仮徴合計
425	普徴過年度随時期	487	特別減税後市町所得割	549	県所得割本徴合計
426	特徴	488	特別減税後県所得割	550	県所得割年特合計
427	端数市町	489	併徴市町所得割	551	年金普徴
428	端数県	490	併徴県所得割	552	年金普徴合計
429	特徴事業所コード	491	併徴市町均等割	553	市均等割年普1期
430	併徴市町均等割	492	併徴県均等割	554	市均等割年普
431	併徴合計	493	未使用	555	県均等割年普
432	併徴課税標準	494	老年経過措置控除市	556	県均等割年普合計

(1) 個人住民税情報ファイル 4 / 5

557	市所得割年普1期	595	住宅借入金等の額（2回目）	633	年金特徴翌年度仮徴収額（8月分）
558	市所得割年普	596	投資税額等	634	住宅借入金等特別控除適用家屋居住年月日（1回目）
559	市所得割年普合計	597	雑損控除（内東日本大震災該当）	635	住宅借入金等特別控除適用家屋居住年月日（2回目）
560	県所得割年普	598	新生命保険料支払額	636	扶養控除制度見直し前の所得税額（税額控除前）
561	県所得割年普合計	599	介護医療保険料支払額	637	扶養控除制度見直し前の市町差引前所得割
562	市均等割減免額	600	新個人年金保険料支払額	638	所得税額（復興税含）
563	県均等割減免額	601	生命保険料控除額（所得税）の計算値	639	寄附金特例通知／通知年月日
564	市所得割減免額	602	生命保険料控除額（所得税）のパンチデータ入力値	640	寄附金特例通知／団体間回送発行番号
565	県所得割減免額	603	パンチ年末調整控除額	641	寄附金特例通知／年分
566	均等割区分	604	パンチ控除額合計（所得税）	642	寄附金特例通知／回送先団体コード
567	払戻一金額	605	所得金額調整控除	643	寄附金特例通知／回送先政令指定都市区コード
568	分離長期一般損失額	606	上場株式等（配当）課税標準	644	寄附金特例通知／回送先区・事務所コード
569	非課税所得（遺族年金）	607	上場株式等（配当）市町村所得割	645	寄附金特例通知／回送先市（区町村）長
570	非課税所得（その他）	608	上場株式等（配当）県所得割	646	寄附金特例通知／回送元団体コード
571	課税所得金額	609	特例適用利子等課税標準	647	寄附金特例通知／回送元市（区町村）長又は都道府県知事
572	繰越控除純損失上場配当	610	特例適用利子等市町村所得割	648	寄附金特例通知／連絡先組織名
573	口蹄疫手当金等	611	特例適用利子等県所得割	649	寄附金特例通知／連絡先電話番号
574	配当控除なし（所得税）	612	特例適用配当等課税標準	650	寄附金特例通知／住所
575	繰越特定投資株式譲渡	613	特例適用配当等市町村所得割	651	寄附金特例通知／カナ氏名
576	特例適用利子等	614	特例適用配当等県所得割	652	寄附金特例通知／氏名
577	特例適用配当等	615	肉用牛の売却による事業所得に係る免除額（全体分）	653	寄附金特例通知／性別
578	雑所得（業務）	616	肉用牛の売却による事業所得に係る免除額（市町村民税分）	654	寄附金特例通知／生年月日
579	条約適用配当等	617	肉用牛の売却による事業所得に係る免除額（道府県民税分）	655	寄附金特例通知／電話番号
580	条約適用利子等	618	所得税額（住借控除算出用）	656	寄附金特例通知／合計寄附金額
581	公的年金等以外の合計所得金額	619	口蹄疫手当金等（収入）	657	森林環境税（免除額）
582	16～18歳扶養親族数	620	寄附金申告特例控除額市町村（計算結果）	658	森林環境税（免除前）
583	23歳未満扶養親族等	621	寄附金申告特例控除額県（計算結果）	659	森林環境税（免除後）
584	公的年金特別徴収区分	622	肉用牛課税区分	660	併徴者特徴分森林環境税
585	地方公共団体への寄附金額	623	税源移譲経過措置申告区分	661	併徴者年金特徴分森林環境税
586	地方公共団体以外（共同募金・日赤、市県両方の条例）などの寄附金額	624	年金特徴新規継続区分	662	森林環境税（課非区分）
587	県のみ条例指定団体への寄附金額	625	住宅借入金等特別控除適用数	663	森林環境税免除許可区分
588	市町村のみ条例指定団体への寄附金額	626	住宅借入金等特別控除区分（1回目）	664	森林環境税免除開始月（特徴）
589	住宅耐震改修特別控除	627	住宅借入金等特別控除区分（2回目）	665	森林環境税免除開始期（普徴）
590	税源移譲経過措置市	628	寡婦非課税区分	666	森林環境税免除開始月（年金特徴）
591	税源移譲経過措置県	629	減免割合	667	森林環境税免除決定日
592	住宅借入金等特別税額控除可能額	630	医療費特例区分	668	定額減税対象扶養人数
593	住宅借入金等特別税額控除見込額	631	年金特徴翌年度仮徴収額（4月分）	669	定額減税（全体分）
594	住宅借入金等の額（1回目）	632	年金特徴翌年度仮徴収額（6月分）	670	定額減税（市町村民税分）
				671	定額減税（道府県民税分）

(1) 個人住民税情報ファイル 5 / 5

宛名情報			
No.	項目名		
1	利用団体コード	61	災害避難場所コード
2	住民コード	62	転入前市町村コード
3	基本情報異動SEQ	63	転入前住所郵便番号
4	停止フラグ	64	転入前住所
5	住民票コード	65	転入前方番
6	異動業務区分	66	通称現住所コード
7	異動事由コード	67	通称本番
8	異動日	68	通称枝番
9	届出日	69	通称小枝番
10	一全区分	70	通称小小枝番
11	住民区分	71	通称住所
12	産業分類コード	72	通称方番
13	増事由コード	73	管理コード
14	住民増異動日	74	新住民コード
15	住民増届出日	75	転出先コード
16	減事由コード	76	合併前市町村コード
17	住民減異動日	77	住民票異動SEQ
18	住民減届出日	78	個人番号
19	住民となった異動日	79	官籍コード
20	住民となった届出日	80	連番
21	帰化日	81	電話区分
22	カナ氏名	82	市外局番
23	氏名	83	局番
24	生年月日元号	84	番号
25	生年月日	85	内線
26	死亡日元号	86	有効期間から
27	死亡日	87	有効期間まで
28	性別	88	納付方法コード
29	続柄	89	金融機関コード
30	混合続柄	90	支店名コード
31	保護者コード	91	預金種別コード
32	保護者続柄	92	口座番号
33	カナ屋号	93	名義人(カナ)
34	屋号	94	名義人住民コード
35	世帯コード	95	更新職員番号
36	代表者カナ	96	更新処理日
37	代表者氏名	97	科目コード
38	混合世帯主カナ	98	送付先住民コード
39	混合世帯主名	99	送付先郵便番号
40	世帯内ソートキー	100	送付先住所
41	混合世帯内ソートキー	101	送付先方番
42	住定日	102	送付先カナ氏名
43	住定届出日	103	送付先氏名
44	郵便番号	104	管理人区分
45	住所区分	105	管理人住民コード
46	市町村コード	106	脱退事由コード
47	大字コード	107	納付組合コード
48	本番	108	送達区分
49	枝番	109	宛先
50	小枝番	110	開始日
51	小小枝番	111	閉鎖日
52	マンションコード	112	閉鎖事由コード
53	棟コード	113	送信拒否開始時間
54	部屋コード	114	送信拒否終了時間
55	住所	115	外国人登録番号
56	方番	116	公称カナ
57	小学校区コード	117	公称名
58	中学校区コード	118	併記名
59	投票区コード	119	国籍
60	自治会コード	120	在留資格
		121	在留期間
		122	関連人区分
		123	関連人住民コード
		124	関連人郵便番号
		125	関連人住所
		126	関連の方番
		127	関連人カナ氏名
		128	関連人氏名
		129	関連人所属
		130	関連人肩書
		131	Eメールアドレス
		132	通称区分
		133	氏名連動区分
		134	国籍等
		135	外国人住民となった異動日
		136	外国人住民となった届出日
		137	30条45規定区分
		138	在留期間等
		139	在留期間の満了の日
		140	在留カード等の番号
		141	更新処理時刻
		142	代表住民コード
		143	同一人物住民コードロ
		144	名義区分
		145	事由
		146	職員番号
		147	処理日
		148	処理時間
		149	メモ
		150	有効期限
		151	発送番号
		152	発送日
		153	帳票区分
		154	送付形態区分
		155	送付先区分
		156	宛先住民コード
		157	宛先履歴番号
		158	送付先科目コード
		159	送付先納付番号
		160	送付先帳票区分
		161	送付先履歴SEQ
		162	返送日
		163	返送事由コード
		164	返送備考
		165	結果(処分)区分
		166	処分日
		167	再発送日
		168	再発送番号
		169	調査日
		170	調査枝番
		171	調査コード
		172	調査内容
		173	調査員
		174	調査所管
		175	他市照会
		176	名義人(カナ)
		177	ゆうちょ銀行記号
		178	ゆうちょ銀行番号

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
個人住民税情報ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	①住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード、身分証明書の提示等により本人確認を行い、対象者であることを確認する。 ②住民からの申告等情報を受け付ける際は、課税対象者情報から入手した本人の住所・氏名(カナ)・生年月日の印刷された申告書用紙を使用し、印刷された情報に誤りがなければ漢字氏名を記入してもらう。なお、申請者が代理人であっても、当該申告書に記入する内容が申請者本人の情報であることを事前に注意喚起する。 ③住民以外から提出のあった申告等情報について、課税対象情報と紐付かないものについては、速やかに他自治体へ資料回送し、保有・保管は行わない。(ただし、資料の紛失等回避のため、資料回送の履歴としては保管する。)	
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	①課税対象者情報については、原則的に住民基本台帳に記載のある者であるので、その他の情報を入手することはない。(住登外課税する場合は、税務調査により久留米市の課税対象者であることを確認したうえで、情報を入手している。) ②住民からの申告等情報については、必要な情報のみ記載する様式としているため、必要な情報以外の情報を入手することはない。 ③住民以外からの申告等情報については、あらかじめ法令等により定められた様式で提出されることから必要な情報以外の情報を入手することはない。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	①住民からの申告等情報については、賦課の資料となる旨を説明した上で取得することとしており、不適切に入手することはない。 ②電子データで提出される申告情報等は、国税連携及びeLTAXの専用回線を介して入手しており、詐欺・奪取が行われることはない。 ③紙媒体や電子記録媒体により提出される申告等情報は、久留米市を郵送先としており、詐欺・奪取が行われることはない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	①住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード、身分証明書の提示や住所・氏名・生年月日等の4情報の聞き取りにより本人確認を行う。 ②住民以外から提出される申告等情報については、情報元が個人番号、住所・氏名・生年月日等の4情報の確認を行う。	
個人番号の真正性確認の措置の内容	①提出された申告等情報の個人番号と課税対象者情報の個人番号に突合させることで、個人番号の真正性を確認する。 ②住登外課税者について課税対象者情報と突合しなかった場合は、基本4情報に基づき住基ネットに照会し、真正性を確認する。	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	①入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等により正確性を確保している。 ②正確性に疑義が生じた場合は税務調査を行い、適宜修正することで正確性を確保している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	①電子データで提出される申告情報等は、国税連携及びeLTAXの専用回線を介して入手することで漏えい・紛失を防止している。 ②紙媒体及び電子媒体により提出された申告等情報は情報ごとに分類・付番し、件数を確認することで漏えい・紛失を防止している。 ③委託業者と秘密保持契約を締結する等、特段の対策を実施している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

3. 特定個人情報の使用			
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク			
宛名システム等における措置の内容	①個人番号は、利用権限を有する職員に限り参照することができる措置を講じている。 ②宛名システム等で管理する特定個人情報は、利用する業務システムごとにアクセス制御している。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	番号法別表に記載されない事務については、個人番号を用いた連携を行えないよう、仕組みとして担保する。具体的には、従来の宛名情報はそのままに、「宛名番号と個人番号の紐付け情報」を保有し、番号法別表に記載されない事務に係るシステムは、「宛名番号と個人番号の紐付け情報」にアクセスしないように、システム構築している。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	①個人番号を利用する必要がある職員を特定し、個人番号利用権限を発行する。 ②職員ごとに、個人番号の利用が可能な端末を特定し、利用可能な端末以外では、システム上で個人番号を取り扱うことができないようにする。 ③なりすましによる不正を防止する観点から、静脈認証によるユーザ認証を実施している。		
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	①個人番号を利用する必要がある職員を特定し、個人番号利用権限を発行する。 ②職員ごとに、個人番号の利用が可能な端末を特定し、利用可能な端末以外では、システム上で個人番号を取り扱うことができないようにする。 ③なりすましによる不正を防止する観点から、静脈認証によるユーザ認証を実施している。		
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	①アクセス権限は操作者毎に利用可能な権限を制限している。また、退職や人事異動、申請に応じて、アクセス権限の発効・変更・失効を行っている。 ②アクセス権限の発効・失効作業はシステム管理者が実施し、作業記録を電子媒体と紙媒体で残している。		
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	①特定個人情報の操作記録は、従来の個人情報の操作記録とは明確に区別して記録する。 ②必要に応じて特定個人情報の操作履歴を解析する。 ③システムの操作履歴はデータベースに記録していて、データベースから操作者を特定することが可能である。上記データベースは磁気媒体(LTO)に格納し、定められた期間・場所に保管している。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク			
リスクに対する措置の内容	①業務外使用の禁止や情報漏えい防止に関する研修を行い、個人情報保護を徹底している。 ②システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ③利用可能なシステムは事務分担に応じて職員ごとに制限される。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク			
リスクに対する措置の内容	①所管課設置の端末からは外部記録媒体へのデータのコピーを制御している。 ②所管課設置の端末には情報を保存できない仕組みとなっている。 ③職員に対しては規則にて、許可を得ない複製を禁止している。また、セキュリティ研修を実施している。 ④関係部署においては、権限が閲覧のみに制御されている。 ⑤委託先に対しては契約書にて個人情報保護にかかる誓約書を提出させており、許可を得ない複製を禁止している。また、セキュリティ研修の実施を義務付けている。 ⑥違反行為を行った場合は、罰則規定により措置を講じる。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
・一定時間の無操作でスクリーンセーバー又は自動ログオフ機能を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。 ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめる。			

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	・委託先を選定する際の要件に、プライバシーマークを取得していること又はISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)の認証を受けていることを義務付けている。 ・契約書にも個人情報取扱特記事項を明記し、情報保護管理体制を義務付けている。 ・契約書中に、必要に応じ、事業者の管理記録簿の確認又は作業場所の立入検査等を実施する旨の記載を行う。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	①作業者を特定するために委託にかかる実施体制を定め、書面により提出を義務付けている。 ②委託先作業者に対しては個人情報保護に関する誓約書を提出させている。また、セキュリティ研修の実施を義務付けている。 ③作業者は全てアカウント管理を行い、一部の作業者にのみ更新権限を与えている。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	①作業者はシステム上で作業を行うため、アクセスログによる記録を残している。 ②端末上でのファイル操作は全て記録されている。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	①市の許可なく提供することを禁止することを契約書に明記している。 ②委託契約の調査条項に基づき業務の遂行に当たり取り扱っている特定個人情報について実地に調査することができる。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	①運用・保守業務委託に関しては、仕様書にて履行場所を久留米市庁舎内に限定し、外部への持ち出しを禁止している。 ②委託契約の調査条項に基づき業務の遂行に当たり取り扱っている特定個人情報について実地に調査することができる。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	①委託契約の廃棄条項に基づき、保有する必要がなくなったときは、確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去することを義務付けている。 ②委託契約の調査条項に基づき業務の遂行に当たり取り扱っている特定個人情報について実地に調査することができる。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・データの秘密保持・適正な管理に関する事項 ・再委託の禁止又は制限に関する事項 ・目的外利用及び外部提供の禁止に関する事項 ・データの複写及び複製の禁止に関する事項 ・データの授受及び搬送に関する事項 ・従事者に対する監督に関する事項 ・事故発生時における報告義務に関する事項 ・業務の実施状況・保管状況等の実地調査に関する事項 ・その他データの保管に関し必要な事項 ・違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	①庁内基幹系ネットワークを利用した情報の移転については、全てシステムにより連携が自動化されているため不正な操作を行うことはできず、連携の結果についてはログやデータタイムスタンプにて記録されている。 ②連携ファイルを記録媒体にて渡している移転については、連携ファイルの作成、記録媒体への保存などの端末操作は全て記録されており、かつ作業報告書を残している。また、記録媒体の受け渡しについても収受を確認できる記録を残している。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき厳格な運用を行う。提供・移転先からの申請に対し、提供・移転元である市民文化都市市民税課がその法的根拠等を確認し、承認したもののみ提供・移転をする。	
その他の措置の内容	ユーザーIDとパスワードにより操作できる職員を限定するとともに、記録を十分に監視し、認証された業務外の利用や複製の持出しをしないよう年に1回以上取扱いに関する研修を実施する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	①庁内基幹系ネットワークを利用した情報の移転については、連携先が登録されているシステム以外とはできない仕組みとなっている。 ②連携ファイルを作成できる者をシステム上の権限により制限している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	①庁内基幹系ネットワークを利用した情報の移転については、連携先を固定している。 ②連携ファイルを記録した記録媒体の受け渡しにおいては、相手方を確認し、また、確認した記録を残している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び番号法第19条第17号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入力するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		

7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない	
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない	
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
	具体的な対策の内容	<久留米市における措置> ①電子計算機は電子錠により入室管理がされている情報システム室に設置している。 ②情報システム室は、火災、水害、埃、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除する設備を有している。 ③電源の供給が断たれた場合においても、無停電電源装置及び自家発電装置を用いて電子計算機の機能を維持できるよう担保している。 ④端末にはワイヤーロックによる盗難防止を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
	具体的な対策の内容	<久留米市における措置> ①コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、常に最新のパターンファイルを適用している。 ②外部ネットワークとの接続にはファイアウォールを設置し、不必要な通信を行わないようにしている。 ③OSには随時パッチの適用を行っている。 ④端末には情報を一切保存しない仕組みを取っている。 ⑤端末起動時にBIOSパスワードを入力しないと起動しない仕組みを取っている。 ⑥国税連携システムの接続先は、外部とのネットワークであるが、国等との専用回線であるため、住民等外部からの接続はできない。 ⑦eLTAXシステムの接続は、外部とのネットワークであるが、地方税共同機構の管理するネットワークであり、かつ利用者は個人認証カード等を利用した登録が義務付けられている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	
	その内容	—	
	再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない	
	具体的な保管方法	死者の個人番号と生存する個人の個人番号を分けて管理していないため、生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。	
その他の措置の内容		—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク2： 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	個人住民税においては、地方税法において更正決定の期間制限が設けられており、その期間内は過去のものでも修正し追加徴収または還付を行うことになっており、システム上もそれに対応した仕様になっているため、古い情報のまま保管するリスクはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	①保存期限を過ぎたシステム上の特定個人情報については、データの消去を行い、処理結果については職員が確認している。 ②保存期限を過ぎた申告等情報のうち紙媒体によるものについては、市民税課にて久留米市設置のごみ処理施設内の機密文書シュレッダー施設にて処理する。
その他の措置の内容	－
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
－	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
	具体的なチェック方法	<久留米市における措置> 自己点検項目のリストを作成し、年1回、当該リストに基づき職員が自己点検項目の遵守状況を確認する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
②監査	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
	具体的な内容	<久留米市における措置> 特定個人情報保護制度の所管課である総務部法制室と情報セキュリティ対策の所管課である総務部情報政策課が共同で特定個人情報ファイルの取扱いについて適切な措置が講じられているか、2年に1回、監査を行う。監査により指摘された事項は、問題点を把握し、改善を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。
2. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
	具体的な方法	<久留米市における措置> ①関係職員(非常勤職員、会計年度任用職員等を含む。)に対しては、個人情報保護に関する研修を行う。 ②委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ③違反を行ったものに対しては指導を行い、程度によっては懲戒の対象となりうる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
3. その他のリスク対策		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退出管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	市民文化部総務 (住所) 〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3 (電話番号) 0942-30-9814
②請求方法	本人確認書類の提示及び指定様式による請求書の提出により請求する。
特記事項	手続きについては、久留米市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年久留米市条例第1号)による。
③手数料等	[無 料] ＜選択肢＞ 1) 有料 2) 無 料 (手数料額、納付方法: ただし、開示の方法として「写しの交付」を選択した場合等には、写しの作成及び送付に要する費用が必要)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	個人住民税賦課に関する事務
公表場所	久留米市ホームページ
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	市民文化部市民税課 (住所) 〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3 (電話番号) 0942-30-9008
②対応方法	問い合わせ受付票を準備し、対応記録を残す。 必要に応じて庁内横断的な連絡を行う。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年1月22日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	久留米市パブリック・コメント制度実施要綱に基づきパブリックコメントによる意見聴取を実施する。実施に際しては、市広報紙にて意見公募について記事を掲載し、市ホームページ及び市内公共施設にて全文を閲覧できるようにする。
②実施日・期間	平成27年2月2日から平成27年3月3日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	—
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54 57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項)	(情報提供) ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54 57,58,59,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,119の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,19,20,21,22,22条の2,23,24,25,26条の3,28,31,34,35,36,37,38,39,40,43,43条の3,43条の4,44,44条の2,45,47,49,49条の2,50,51,53,54,55,58,59,59条の2,59条の3 (情報照会) ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二27の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	
令和4年1月17日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)19条第7号別表2における情報提供のために、特定個人情報情報の副本を中間サーバにて保有する。	また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)19条第8号別表2における情報提供のために、特定個人情報情報の副本を中間サーバにて保有する。	事後	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う号ズレによる変更
令和4年1月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1(個人住民税システム) ③他のシステムとの接続	○その他(国民健康保険システム、後期高齢者医療システム、国民年金システム、医療費助成システム、心身障害者台帳システム、障害者総合支援システム、介護保険システム、生活保護システム、保育料システム、児童手当システム、特別児童扶養手当システム、児童扶養手当システム)	○その他(国民健康保険システム)	事後	
令和4年1月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3(番号連携システム) ③他のシステムとの接続	○その他(中間サーバー、国民健康保険システム、後期高齢者医療システム、国民年金システム、心身障害者台帳システム、障害者総合支援システム、介護保険システム、生活保護システム、健康管理システム、保育料システム、児童手当システム、特別児童扶養手当システム、児童扶養手当システム、母子父子寡婦福祉資金貸付システム、住宅管理システム)	○その他(中間サーバー、各業務システム)	事後	
令和4年1月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4(国税連携システム) ②システムとの機能	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	名称変更
令和4年1月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5(eLTAXシステム) ②システムとの機能	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	名称変更
令和4年1月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6(課税現票管理システム) ③他のシステムとの接続	○宛名システム等	○宛名システム等、○税務システム	事後	
令和4年1月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7(行政基本システム) ③他のシステムとの接続	○庁内連携システム、○既存住民基本台帳システム、○宛名システム等、○税務システム、○その他(国民健康保険システム、国保収納管理システム、国保滞納管理システム、国民年金システム、介護滞納管理システム、保育滞納管理システム、児童手当システム、住宅収納管理システム、住宅滞納管理システム、学籍・就学事務システム)	○庁内連携システム、○宛名システム等、○税務システム、○その他(国民健康保険システム、国保収納管理システム、国保滞納管理システム、住宅収納管理システム、住宅滞納管理システム)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月17日	I. 基本情報 7. 評価実施に機関における担当部署 ②所属長	伊豫洋明	市民税課長	事後	
令和4年1月17日	I 基本情報 別添1 事務の内容	基幹系業務システム(アクロスシティ)の体系図	共通基盤を介した個別基盤系業務システムの体系図	事後	システム変更による
令和4年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)個人住民税情報ファイル 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	1月1日現在で、久留米市に住民票がある者及び住民票は無いが、居住実態がある者。 ※過去の年度において賦課決定及び変更する者を含む。	納税義務者及び課税調査対象者等	事後	
令和4年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)個人住民税情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	○紙、○電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)、○専用線、○情報提供ネットワークシステム、○ その他(住民基本台帳ネットワークシステム、庁内基幹系ネットワークシステム)	○紙、○電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)、○専用線、○庁内連携システム、○情報提供ネットワークシステム、○ その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	事後	
令和4年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)個人住民税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	申告等情報データ入力業務	課税資料の郵便仕分・点検・データ入力・スキャン・照会等の内部業務委託	事後	
令和4年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)個人住民税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	個人住民税システムへの給与支払報告書、年金支払報告書および市県民税申告書の入力事務	提出された課税資料(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、個人住民税申告書等)の整理・点検・問合せ、スキャニング処理、データ入力、資料回送、返戻調査等を行う。	事後	
令和4年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)個人住民税情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1(個人市・県民税の特別徴収義務者) ⑦時期・頻度	2. ③対象となる本人の範囲と同じ	当初課税(5月)及び税額変更発生時(随時)	事後	
令和4年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2	番号利用法第19条第7号別表第2に定める情報提供者(別紙1)	番号利用法第19条第8号別表第2に定める情報提供者(別紙1)	事後	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う号ズレによる変更
令和4年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2 ①法令上の根拠	番号利用法第19条第7号別表第2	番号利用法第19条第8号別表第2	事後	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う号ズレによる変更
令和4年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2 ②提供先における用途	番号利用法第19条第7号別表第2に定める事務(別紙1)	番号利用法第19条第8号別表第2に定める事務(別紙1)	事後	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う号ズレによる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 個人住民税情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	別紙2のとおり(番号法第9条第1項別表第1に定める事務を行う部署)	番号法第9条第1項別表第1に定める情報照会者(別紙2)	事後	
令和4年1月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 個人住民税情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	番号法第9条第2項に基づく条例(条例第42号久留米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例)	事後	条例を特定
令和4年1月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 個人住民税情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	番号法第9条第2項に基づく条例(条例第42号久留米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例)	事後	条例を特定
令和4年1月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1) 個人住民税情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク4 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	—	・一定時間の無操作でスクリーンセーバー又は自動ログオフ機能を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。 ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめる。	事後	
令和4年1月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1) 個人住民税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	情報システムの調達において、久留米市情報セキュリティ規則に基づき、委託先の事業者の選定にあたっては、当該事業者が委託内容に応じた情報セキュリティ対策を講じていることを確認する。	・委託先を選定する際の要件に、プライバシーマークを取得していることもしくはISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)の認証を受けていることを義務付けている。 ・契約書にも個人情報取扱特記事項を明記し、情報保護管理体制を義務付けている。 ・契約書中に、必要に応じ、事業者の管理記録簿の確認又は作業場所の立入検査等を実施する旨の記載を行う。	事後	
令和4年1月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1) 個人住民税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報の取扱いに関する規定:規定の内容	特定個人情報を含む全てのデータに対して以下のことを契約書に明記している。—以下契約書内の文言を羅列—	・データの秘密保持・適正な管理に関する事項 ・再委託の禁止又は制限に関する事項 ・目的外利用および外部提供の禁止に関する事項 ・データの複写及び複製の禁止に関する事項 ・データの授受及び搬送に関する事項 ・従事者に対する監督に関する事項 ・事故発生時における報告義務に関する事項 ・業務の実施状況・保管状況等の実地調査に関する事項 ・その他データの保管に関し必要な事項 ・違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項	事後	
令和4年1月17日	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 具体的方法	①職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行う ②委託業者に対して、個人情報保護に関する研修を義務付ける	①関係職員(非常勤職員、会計年度任用職員等を含む。))に対しては、個人情報保護に関する研修を行う ②委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。	事後	
	表紙 評価署名	個人住民税賦課事務 全項目評価書	個人住民税賦課事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	久留米市は、個人住民税賦課事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	久留米市は、個人住民税賦課事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	【概要】 地方税法に基づき、住民・国税庁から提出された申告情報、給与支払者・年金支払者から提出された支払報告書(以下「申告等情報」と称す。)を収集し、個人住民税を計算し賦課決定し、通知する。賦課決定に際し、または賦課決定した後においても、必要に応じ税務調査を実施し、公平・公正な賦課決定または賦課更正を行う。また、住民からの要請に応じ、賦課された個人住民税情報から課税証明書・所得証明書を発行する。 また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)19条第8号別表2における情報提供のために、特定個人情報の副本を中間サーバにて保有する。 【内容】 ①申告等情報(寄付金控除申告書、家屋敷課税申告書等含む。)の受理 ②他自治体等から久留米市への調査回答、久留米市から他自治体等への税務調査実施 ③個人住民税の賦課決定・賦課更正及び住民・給与支払者・年金支払者への税額通知の発送 ④住民登録外の課税(以下「住登外課税」と称す。)に伴う他自治体への通知 ⑤個人住民税の減免申請書の受理および承認または却下の決定、ならびにその通知 ⑥住民・給与支払者等からの各種申請・届出書(給与所得者異動届出書等)の受理 ⑦他市課税であることが判明した場合の資料回送 ⑧賦課情報に基づく所得・課税証明書発行	【概要】 地方税法(昭和25年法律第226号)及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)に基づき、住民・国税庁から提出された申告情報、給与支払者・年金支払者から提出された支払報告書(以下「申告等情報」という。)を基に、個人住民税及び森林環境税(以下「個人住民税」という。)を計算し賦課決定する。 【内容】 ①申告等情報(寄付金控除申告書、家屋敷課税申告書等含む。)の受理 ②他自治体等から久留米市への調査回答、久留米市から他自治体等への税務調査実施 ③個人住民税の賦課決定・賦課更正及び住民・給与支払者・年金支払者への税額通知の発送 ④住民登録外の課税(以下「住登外課税」という。)に伴う他自治体への通知 ⑤個人住民税の減免申請書の受理及び承認又は却下の決定並びにその通知 ⑥住民・給与支払者等からの各種申請・届出書(給与所得者異動届出書等)の受理 ⑦他市課税であることが判明した場合の資料回送	事後	
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム1-②システムの機能	1. 当初課税前処理 課税客体の把握および関係者への通知を行い、申告受付の準備を行う。 2. 当初異動処理 給与支払報告書・年金支払報告書・確定申告書・住民税申告書の各課税資料の登録およびチェックを行う。また、各資料データの合算を行い当初データを作成する。 3. 当初課税処理 合算されたデータをもとに課税計算を行い、特徴義務者および個人向けに通知書・納付書を出力する。 4. 更正処理 当初確定後の異動情報を入力し、決議書・変更通知書等を出力する。 5. 照会・発行処理 各種データの照会と証明書の即時発行を行う。 6. 扶養・専従者管理処理 配偶者・扶養および専従者情報の管理を行い、個人課税データとの整合性をチェックする。 7. 統計処理 個人課税データを集計、端数処理、突合チェックを行い、課税状況調の各表を出力する。 8. 他市町村個人課税データ管理 個人住民税の課税対象者以外の所得・控除等のデータを管理する。(国保、児手、医療等で必要な情報を一元管理する。) 9. 課税支援連携処理 課税支援システムへの連携を行うための連携ファイルを作成する。また、課税支援システムから連携ファイルを受取り、データベースへ更新する。 10. 年金特別徴収 年金保険者(經由機関eLTAX)と連携する年金特別徴収対象者情報等のデータを登録管理する。	1. 当初課税前処理 課税客体の把握及び関係者への通知を行い、申告受付の準備を行う。 2. 当初課税処理 課税支援システムから連携された合算データをもとに個人住民税課税計算を行い、特別徴収義務者及び個人向けに通知書・納付書を出力する。 3. 更正処理 当初課税処理確定後の異動情報を入力し、更正決定決議書・更正決定通知書等を出力する。 4. 照会処理 各種データの照会を行う。 5. 扶養・専従者管理処理 配偶者・扶養及び専従者情報の管理を行い、個人課税データとの整合性をチェックする。 6. 統計処理 個人課税データを集計、端数処理、突合チェックを行い、課税状況調の各表を出力する。 7. 他市町村個人課税データ管理 他自治体で住登外課税される者の課税自治体等のデータを管理する(国民健康保険、児童手当、医療等で必要な情報を一元管理する。) 8. 課税支援連携処理 課税支援システムへの連携を行うための連携ファイルを作成する。また、課税支援システムから連携ファイルを受取り、データベースを更新する。 9. 年金特別徴収 年金保険者(經由機関eLTAX)と連携する年金特別徴収対象者情報等のデータを登録管理する。	事後	
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム2		新規追加	事後	
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム3～8	システム-システム2～7	システム2追加による番号ずれ修正、システムの記入順変更及び文言の軽微な修正	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 5. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一16の項 ・地方税法その他地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの 内閣府・総務省令 ・地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務とする	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	事後	
	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二1.2,3,4,6,8,9,11,16,18,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,119の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1.2,3,4,6,7,8,10,12,13,19,20,21,22,22条の2,23,24,25,26条の3,28,31,34,35,36,37,38,39,40,43,43条の3,43条の4,44,44条の2,45,47,49,49条の2,50,51,53,54,55,58,59,59条の2,59条の3 (情報照会) ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二27の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	(情報提供) ・番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。)第2条の表の第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (情報照会) ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目-主な記録項目→業務関係情報	国税関係情報、地方税関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、年金関係情報	国税関係情報、地方税関係情報、健康・医療関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護、社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目-その妥当性	◎識別情報 : 対象者を特定するために記録 ◎連絡先情報 : 本人への通知等の送付先として必要のために記録 ◎業務関係情報 ・国税関係情報 : 対象者の所得税に係る情報に基づき、住民税の賦課を行うために記録 ・地方税関係情報 : 算出した住民税額に基づき、税額通知・証明書等の帳票印刷を行うために記録 ・生活保護関係情報 : 生活保護関連の給付情報に基づき、非課税の判定を行うために記録 ・年金関係情報 : 対象者の年金所得に係る情報に基づき、住民税の賦課及び年金特徴税額の計算を行うために記録	◎識別情報 : 対象者を特定するために記録 ◎連絡先情報 : 対象者の賦課期日の居住地の把握、税額通知等の送付先として必要のために記録 ◎業務関係情報 ・国税関係情報 : 対象者の所得税に係る情報に基づき、個人住民税の賦課を行うために記録 ・地方税関係情報 : 算出した税額に基づき、税額通知・証明書等の帳票印刷を行うために記録 ・医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報 : 社会保険料控除算出のために記録 ・障害者福祉関係情報 : 非課税判定、障害者控除算出のために記録 ・生活保護関係情報 : 生活保護関連の給付情報に基づき、非課税の判定を行うために記録 ・年金関係情報 : 対象者の年金所得に係る情報に基づき、個人住民税の賦課及び年金特徴税額の計算を行うために記録	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目-全ての記録項目		税制改正等に伴う追加記録項目	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	評価実施機関内の他部署(市民課、生活支援第1課・第2課)	評価実施機関内の他部署(市民課、生活支援第1課・第2課、健康保険課、障害者福祉課、介護保険課)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	【当初賦課決定まで】 ①住基情報：賦課期日時点の情報を入手（遡及分含む）。送付先情報は毎日入手。 ②生活保護情報：1月に1度だけ入手。 ③住登外情報：1月に入手。以後課税対象者と成り得る申告等情報が入る都度入手。 ④申告等情報：1月から当初賦課決定まで複数回入手。 ⑤年金特徴対象者情報：5月に1回入手。 ⑥国保料等社会保険料情報：1月に1度だけ入手。 ⑦障害者控除該当者情報：申告で対象かどうか確認の必要がある都度入手。 【当初賦課決定以後】 ①住基情報：12月まで毎日更新。 ②住登外情報：課税対象者と成り得る申告等情報が入る都度入手。 ③申告等情報：期間制限の適用になるまで複数回入手。 ④年金特徴対象者情報：次年度の年金特別徴収開始まで毎月入手。	【当初賦課決定まで】 ①住基情報：毎日入手。 ②生活保護情報：1月に1度だけ入手。 ③住登外情報：1月に入手。以後課税対象者と成り得る申告等情報が入る都度入手。 ④申告等情報：1月から当初賦課決定まで複数回入手。 ⑤年金特徴対象者情報：5月に1回入手。 ⑥国保料等社会保険料情報：1月に1度だけ入手。 ⑦障害者控除該当者情報：申告で対象かどうか確認の必要がある都度入手。 【当初賦課決定以後】 ①住基情報：12月まで毎日更新。 ②住登外情報：課税対象者と成り得る申告等情報が入る都度入手。 ③申告等情報：期間制限の適用になるまで複数回入手。 ④年金特徴対象者情報：次年度の年金特別徴収開始まで毎月入手。 ⑤障害者控除該当者情報：申告で対象かどうか確認の必要がある都度入手。	事後	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	個人住民税の賦課に必要な各種情報については番号法の別表第二の27の項に規定されている。	個人住民税の賦課に必要な各種情報については、地方税法及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項に規定されている。	事後	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	①既存住基システムを経由して個人番号等を取得し、課税対象者情報を作成。 ②情報元から提出された申告等情報を画像と数値の電子データ化し、課税対象者に特定。各課税対象者ごとに合算・統合、さらに精査した賦課情報ファイルを作成・保管。 ③不適合の申告等情報で他市町村で個人住民税が賦課されることが判明したものは、資料回送。 ④②で作成された賦課情報ファイルを徴収方法ごとに住民・給与支払者・年金支払者へそれぞれ税額通知。また、住登外課税した課税対象者の住民登録地に久留米市が個人住民税を賦課した旨を通知。 ⑤住民から課税・所得証明の要請があった場合に証明書を発行。	①既存住民基本台帳システムを経由して個人番号等を取得し、課税対象者情報を作成。 ②提出された申告等情報を画像と数値の電子データ化し、課税対象者に特定。各課税対象者ごとに合算・統合、さらに精査した賦課情報ファイルを作成・保管。 ③不適合の申告等情報で他市町村で個人住民税が賦課されることが判明したものは、資料回送。 ④②で作成された賦課情報ファイルを徴収方法ごとに住民・給与支払者・年金支払者へそれぞれ税額通知。また、住登外課税した課税対象者の住民登録地に久留米市が個人住民税を賦課した旨を通知。	事後	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	4件	3件	事後	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1、委託事項2	委託事項1、委託事項2	委託事項1に集約	事後	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑤委託先名の確認方法	久留米市情報公開条例第5条に基づく開示請求にて確認できる。	久留米市情報公開条例（平成13年久留米市条例第24号）第5条に基づく開示請求にて確認できる。	事後	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	委託事項3	委託事項1・2集約による番号ずれ修正、委託業務の拡大等に伴う整理	事後	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	委託事項4	委託事項1・2集約による番号ずれ修正、提供方法整理、その他文言の整理	事後	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	提供を行っている 3件 移転を行っている 2件	提供を行っている 74件 移転を行っている 25件	事後	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転	提供先1～3	提供先1～74 法改正・記載方法の変更によるもの	事後	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転	移転先1～2	移転先1～25 記載方法の変更によるもの	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	＜個人住民税システム・国税連携システム・eL TAXシステムにおける措置＞ ①紙等の媒体で提出された申告等情報は、保存期間を経過した後市民税課にて久留米市設置の焼却施設にて焼却する。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、特定個人情報のデータについて復元できないよう物理的破壊もしくは、専用ソフトを利用して消去を行う。	＜個人住民税システム・国税連携システム・eL TAXシステムにおける措置＞ ①紙等の媒体で提出された申告等情報は、保存期間を経過した後、市民税課にて久留米市設置のごみ処理施設内の機密文書シュレッダー施設にて処理する。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、特定個人情報のデータについて復元できないよう物理的破壊又は、専用ソフトを利用して消去を行う。	事後	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	①住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示等により本人確認を行い、対象者であることを確認する。	①住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード、身分証明書の提示等により本人確認を行い、対象者であることを確認する。	事後	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)入手の際の本人確認の措置の内容	①住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や住所・氏名・生年月日等の4情報の聞き取りにより本人確認を行う。	①住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード、身分証明書の提示や住所・氏名・生年月日等の4情報の聞き取りにより本人確認を行う。	事後	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	番号法第9条第1項別表第1	番号法別表	事後	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	①保守運用委託やオペレーション業務	①運用・保守業務委託	事後	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 特定個人情報の提供・移転に関するルールルール内容及びルール遵守の確認方法	久留米市個人情報保護条例第9条の2(特定個人情報の利用の制限)及び番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)の各規定に基づき厳格な運用を行う。 提供・移転先から「データ利用申請書」を提出させ、提供・移転元である市民文化都市市民税課がその法的根拠等を判断し、承認したもののみ提供・移転を許可する。	番号法及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき厳格な運用を行う。 提供・移転先からの申請に対し、提供・移転元である市民文化都市市民税課がその法的根拠等を確認し、承認したもののみ提供・移転をする。	事後	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1-1リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び番号法第19条第17号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1-⑥技術的対策-具体的な対策の内容	地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3-消去手順-手順の内容	②保存期限を過ぎた申告等情報のうち紙媒体によるものについては、市民税課において久留米市の設置する焼却施設にて直接焼却処分を行う。	②保存期限を過ぎた申告等情報のうち紙媒体によるものについては、市民税課にて久留米市設置のごみ処理施設内の機密文書シュレッダー施設にて処理する。	事後	
	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	＜久留米市における措置＞ 個人情報保護制度の所管課である総務部総務課と情報セキュリティ対策の所管課である総務部情報政策課が共同で特定個人情報ファイルの取扱いについて適切な措置が講じられているか、年1回、監査を行う。監査により指摘された事項は、問題点を把握し、改善を行う。	＜久留米市における措置＞ 特定個人情報保護制度の所管課である総務部法制室と情報セキュリティ対策の所管課である総務部情報政策課が共同で特定個人情報ファイルの取扱いについて適切な措置が講じられているか、2年に1回、監査を行う。監査により指摘された事項は、問題点を把握し、改善を行う。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法-特記事項	手続きについては、久留米市個人情報保護条例による。	手続きについては、久留米市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年久留米市条例第1号)による。	事後	
	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②個人情報ファイル簿の公表-公表場所	市役所本庁舎地下1階行政資料コーナー	久留米市ホームページ	事後	